

2024年度  
農林水産省林野庁森林管理局選考採用試験募集要項  
(係長級 (事務系))

1 職務内容

森林管理局又は管轄区域内の森林管理署等において、林野庁が所管する各種施策に関する行政事務を担当していただきます。

主として、庶務、職員の人事・給与、経理、国有財産管理等の内部管理業務などに従事していただきます。

※ 採用後は、国家公務員採用一般職試験合格者（係長級）相当として任用されます。

2 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- (4) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

3 応募資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）における大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及びこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、民間企業、官公庁等における職務経験（2024年4月1日現在で、大学を卒業した者は7年以上、短期大学及び高等専門学校を卒業した者は10年以上、高等学校を卒業した者は12年以上）を有する者。

4 勤務地

採用時は、応募された森林管理局の管轄区域（本局・森林管理署等に配属されます。局等の所在地はホームページにて事前にご確認ください。）での勤務となりますが、採用後、本人の希望や業務の必要性によって、林野庁本庁や採用された森林管理局管轄区域外に異動となる場合があります。

北海道森林管理局（北海道）

東北森林管理局（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県）

関東森林管理局（福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）

中部森林管理局（富山県、長野県、岐阜県、愛知県）

近畿中国森林管理局（石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

四国森林管理局（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

九州森林管理局（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

## 5 勤務時間・休暇

- (1) 勤務時間は、1日7時間45分で、土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日は休みです。
- (2) 休暇は、年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。  
また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

## 6 給与・手当

- (1) 給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。給与額は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

<モデル例>

(ア) 22歳で大学卒、民間企業歴（事務職・正社員・15年勤務）（年齢37歳）の場合  
俸給月額 約29万円

(イ) 20歳で短大卒、民間企業歴（事務職・正社員・13年勤務）（年齢33歳）の場合  
俸給月額 約26万円

※上記モデル例は参考であり、実際の算定に当たっては、個人の経歴を踏まえて算定することとなります。

- (2) 手当としては、

地域手当（（俸給及び扶養手当に対して支給）例：札幌市3%、秋田市0%、前橋市3%、長野市3%、大阪市16%、高知市0%、熊本市0%）

扶養手当（配偶者6,500円、子（22歳以下）10,000円（15歳から22歳の間は5,000円加算）

住居手当（家賃月額に応じて月28,000円まで）

通勤手当（1ヶ月当たりの運賃相当額（55,000円限度））

超過勤務手当（俸給及び地域手当に応じた単価で支給）

期末・勤勉手当（ボーナス）（年2回（6月、12月）年間4.5月分）

単身赴任手当（人事異動に伴う場合に限る（新規採用時は対象外）。100km以上300km未満  
38,000円、300km以上500km未満46,000円）

等があります。

※上記手当額は代表的なものであり、実際の手当の支給に当たっては、個人の状況又は法律改正を踏まえて支給することとなります。

## 7 赴任旅費

採用に伴い、住所又は居住を移転（引越）した場合、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき、赴任旅費が支給されます。なお、同居人が扶養親族でない場合は、赴任旅費の一部が支給されませんが、実際の支給に当たっては、個人の状況又は法律改正を踏まえて支給することとなります。

また、個人の事情による引越の場合は支給されません。

## 8 採用予定数

森林管理局全体で45名程度

## 9 採用予定時期

原則として、2025年4月1日

（採用者の事情を配慮しますので、ご相談ください。）

## 10 応募等条件

（1） 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）

(2) 応募資格要件の確認書類の提出

応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者には、卒業証明書及び勤務状況を証明する勤務証明書等（以下「証明書等」という。）を御提出いただきます。証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている証明書等の提出があった場合には、採用予定を取り消す場合があります。

なお、証明書等については給与額を決定する上でも必要となります。証明書等の提出がない期間については、職務経験として通算されませんので御注意ください。

(3) 配属を希望する勤務地域について

応募する森林管理局管内の勤務地域のうち、配属を希望する都道府県を別紙様式1の履歴書に第3希望まで記入してください。

11 選考日程、選考方法及び試験地

(1) 選考日程（2024年度）

受付期間	9月26日（木）～10月23日（水）（受信有効） ※応募者多数の場合には、受付期間内であっても森林管理局単位で応募を締め切らせていただく場合があります。
第1次選考合格発表	11月11日（月） ※合格発表日に合格者にのみメールで通知します。
第2次選考	11月18日（月）～11月25日（月）で指定する日 ※日程調整はメールで行います。
最終合格発表	12月2日（月）（予定） ※合格発表日に合格者にのみメールで通知します。

※社会情勢等により、日程は変更となる可能性があります。

(2) 選考方法

選考	内容
第1次選考	・書類選考（経歴評定） ・論文試験（職務経歴等に関する小論文により、職務遂行に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）

第2次選考      ・面接試験（人柄、対人能力等についての試験）  
                  〔※原則、対面で実施します。〕

(3) 試験地

第2次選考は応募された森林管理局で実施します。

12 応募方法

応募の完了には(1) 応募フォームへの回答、(2) 必要書類提出の2つが必要となります。

(1) 採用を希望する森林管理局の応募フォームへの回答をお願いいたします。

【各森林管理局応募フォーム】

北海道森林管理局：<https://forms.office.com/r/xQySVqSFkJ>

東北森林管理局：<https://forms.office.com/r/rD6grswQh0>

関東森林管理局：<https://forms.office.com/r/XDT4zVm3uQ>

中部森林管理局：<https://forms.office.com/r/uVLXdxnxd5>

近畿中国森林管理局：<https://forms.office.com/r/YBmeU5ezJY>

四国森林管理局：<https://forms.office.com/r/295iW2vtyu>

九州森林管理局：<https://forms.office.com/r/TdzBTcmCnJ>

(2) メールにより下記必要書類を、採用を希望する森林管理局（複数の希望がある場合は第1希望の森林管理局）の担当者宛に送付してください。メール以外の方法による提出（郵送等）は受け付けません。

なお、メールを送付する際には、件名に「〇〇森林管理局選考採用試験（事務系）」と記載願います。

※ 「〇〇森林管理局」には、採用を希望する森林管理局名（複数の希望がある場合は第1希望の森林管理局）を記載願います。

※ 同一の方から複数の森林管理局担当者宛に応募があった場合、個別に連絡させていただきますのでご了承ください。

【必要書類】

- ① 履歴書及び職務経歴書（別紙様式1）
- ② 小論文（別紙様式2）

(3) 受付期間

9月26日(木)～10月23日(水)(受信有効)

※応募者多数の場合には、受付期間内であっても森林管理局単位で応募を締め切らせていただく場合があります。

13 お問い合わせ先

(1) 北海道森林管理局

担当：総務課課長補佐 三上、人事係長 増森

住所：〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70

電話：011-622-5232

E-mail：h\_somu@maff.go.jp

(2) 東北森林管理局

担当：総務課課長補佐 正木、人事係長 豊村

住所：〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9-16

電話：018-836-2014

E-mail：t\_soumu@maff.go.jp

(3) 関東森林管理局

担当：総務課課長補佐 大内田、人事係長 中村

住所：〒371-8508 群馬県前橋市岩神町4-16-25

電話：027-210-1156

E-mail：ks\_kanto\_soumu@maff.go.jp

(4) 中部森林管理局

担当：総務課課長補佐 櫻井、人事係長 吉村

住所：〒380-8575 長野県長野市大字栗田715-5

電話：026-236-2525

E-mail：c\_soumu@maff.go.jp

(5) 近畿中国森林管理局

担当：総務課課長補佐 山本、人事係長 生島

住所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8-75

電話：06-6881-3420

E-mail：kc\_soumu@maff.go.jp

(6) 四国森林管理局

担当：総務課課長補佐 山崎、人事係長 帆足

住所：〒780-8528 高知県高知市丸ノ内1-3-30

電話：088-821-2010

E-mail：shikoku\_soumu@maff.go.jp

(7) 九州森林管理局

担当：総務課課長補佐 峰、人事係長 草野

住所：〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2-7

電話：096-328-3521

E-mail：ky\_soumu@maff.go.jp